

# 健康新聞 10月号 今村病院健康管理センター

## テーマ 「ストレスチェック制度！」

近年、仕事や生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者が高い状況で推移し、働き盛り世代の死因は、自殺者が上位を占めています。また、仕事による強いストレスが原因でうつ病を発病し、労災認定される労働者が、増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要な課題となっています。こうした背景を踏まえ、労働者が50人以上いる事業所では「ストレスチェック制度」が新たに創設されました。

**2015年12月1日よりスタート！！**

※2015年12月1日～2016年11月30日までの間にすべての労働者に1回目のストレスチェックを実施することが義務になりました。但し、契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は努力義務です。

### ストレスチェックとは

#### 目的

- ①一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- ②労働者自身のストレスへの気付きを促す
- ③ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

事業者必見！

#### 導入前の準備

- ◎事業所として「ストレスチェック制度を実施する」旨の方針を示しましょう。
- ◎事業所の衛生委員会で、ストレスチェック制度の実施方法・実施体制・役割分担を検討しましょう。
- ◎衛生委員会で決定したことを事業所規定として明文化しましょう。また、事業所で労働者の方にその内容を知らせましょう。

#### 実施体制の例

**制度全体の担当者**  
(直接の人事権を持つ人も含む)

事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理します。外部委託する場合の契約内容の調整等。

**ストレスチェックの実施者**

ストレスチェックの実施者は、医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。※**ストレスチェックを外部委託する場合：産業医契約をしている事業所は、産業保健スタッフ（担当の産業医、保健師等）を実施者に登録する必要があります。**

**ストレスチェックの実施事務従事者**  
(直接の人事権を持たない人)

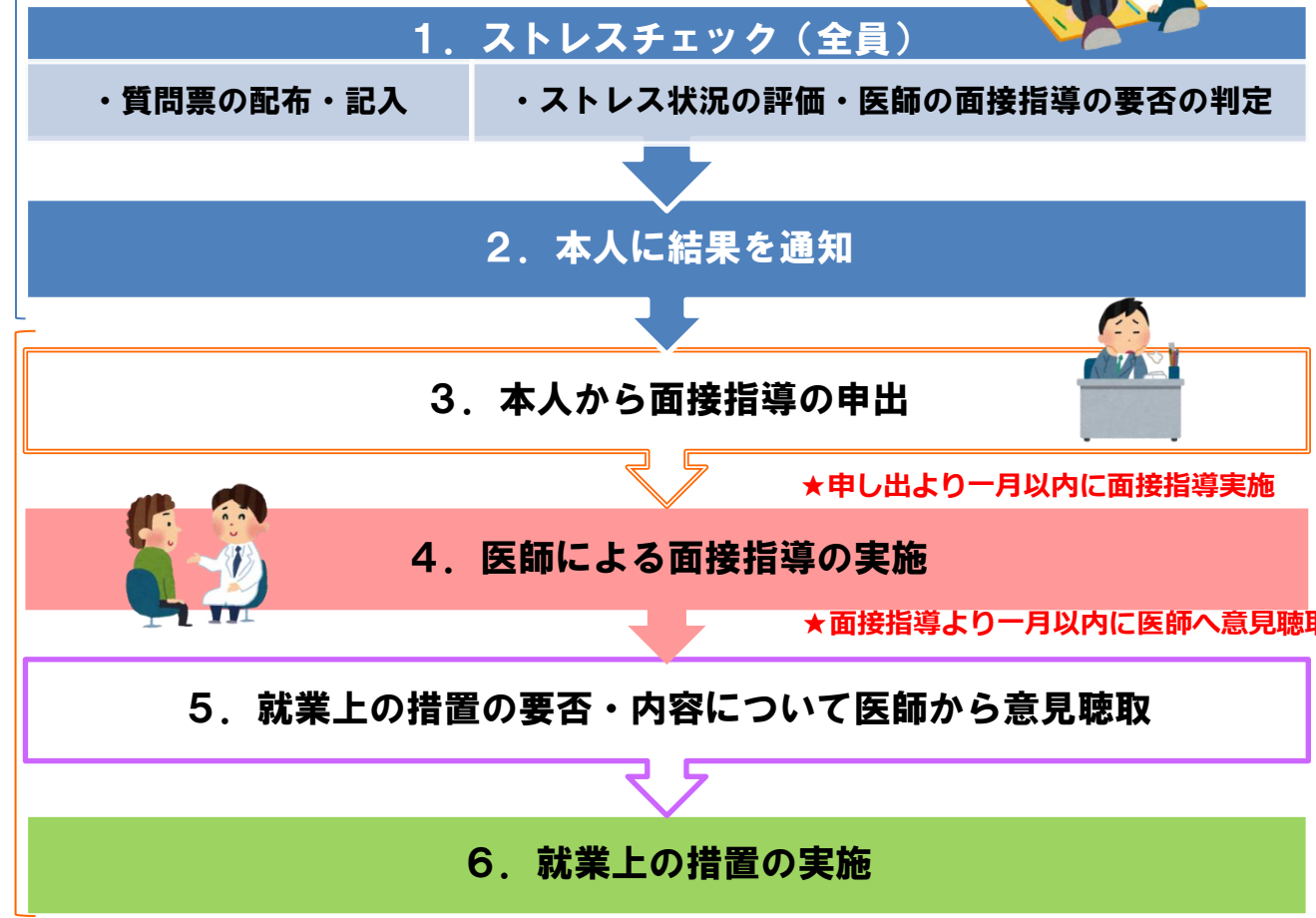
実施者の補助をします。実施者の指示により、ストレスチェックの実施事務（個人の質問票の回収、データ入力、結果の出力。結果の保存）に携わり、個人情報を取り扱う業務を担当します。

**面接指導を担当する医師**

産業医等。

### ストレスチェック流れ

ストレスチェック（全員）



※ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告する必要があります。ストレスチェックの結果を入手するには結果通知後、本人の同意が必要です。ストレスチェックの結果（個人データ）や面接の結果は5年間保存しましょう。

### 気をつける事何でしょうか

個人情報適切に保護され、不正な目的で利用されないようにすることで、安心して受け、適切な対応や改善につなげられる仕組みです。

#### プライバシーの保護・不利益取扱いの防止

- ◎事業者がストレスチェックに関する労働者の秘密を不正に入手することはできません。
- ◎実施者、実施事務従事者には、法律で守秘義務が課され、違反した場合刑罰の対象となります。
- ◎事業者提供されたストレス結果や面接指導結果などの個人情報は、社内で共有する場合も必要最小限の範囲にとどめましょう。
- ◎以下のことを理由に不利益な取扱いを行うことは禁止されています。  
医師による面接を受けたい旨の申出を行ったこと・ストレスチェックを受けないこと・ストレスチェックの結果の事業者への提供に同意しないこと・医師の面接の申出を行わないこと
- ◎面接の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うこと

定期健康診断とストレスチェックで心と体のトータルケアをはじめましょう！